



税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 課税係
☎476-1111(113)

◆軽自動車税の税額が変わります！

平成26年度税制改正により、軽自動車税の税額変更が行われます。

●原動機付自転車および二輪車など

平成27年4月1日から、税額が以下のとおりとなります。



種 別		税 額（年 額）	
		変 更 前	変 更 後
原動機付自転車	50 cc以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪（125 cc超 250 cc以下）		2,400 円	3,600 円
小型二輪（250 cc超）		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕車（トラクターなど）	1,600 円	2,400 円
	その他用（タイヤショベルなど）	4,700 円	5,900 円

※平成27年4月1日現在で車両を所有している方に、改正後の税額で課税されます。税額の変更に伴う手続きはありませんが、車両の廃車、売却、盗難などがあった場合は、お早めに廃車届の手続きをしてください。

●四輪以上および三輪の軽自動車

最初の新規検査（注1）の時期によって下記のいずれかの税額となります。

- ・現行税率：平成27年3月31日までに登録された四輪車などについては、最初の新規検査から一定年数（13年）を経過するまで現行の税額（下表①）。
- ・新税率：平成27年4月1日以降に新規登録された四輪車などについては、最初の新規検査から一定年数（13年）を経過するまで新しい税額（下表②）。
- ・重課税率：平成28年4月1日現在において、最初の新規検査から13年を経過した四輪車などについては、新税率をおおむね1.2倍した税額（下表③）。

種 別			税 額（年 額）		
			①現行税率（H 27.3.31 以前に登録）	②新税率（H 27.4.1 以後に新規登録）	③重課税率（最初の新規検査から13年経過した車両）
軽自動車三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽自動車 四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

（注1）最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときを受ける検査です。

※②、③については、平成28年度の支払い分から新しい税額になります。（ただし、②新税率については、最初の新規検査日が平成27年4月1日の場合は、平成27年度の支払い分から新しい税額となります。）